

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次のとおり職員の給与を改定する必要があると認めるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

期末手当について

(1) 令和 3 年 12 月期の支給割合

ア 特定幹部職員（同条例第 21 条第 2 項に規定する職員）以外の職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を現行の 1.275 月分から 0.15 月分引き下げ、1.125 月分とすること。再任用職員については、現行の 0.725 月分から 0.1 月分引き下げ、0.625 月分とすること。

イ 特定幹部職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を現行の 1.075 月分から 0.15 月分引き下げ、0.925 月分とすること。再任用職員については、現行の 0.625 月分から 0.1 月分引き下げ、0.525 月分とすること。

(2) 令和 4 年 6 月期以降の支給割合

ア 特定幹部職員以外の職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.275 月分から 0.075 月分引き下げ、1.2 月分とすること。再任用職員については、現行の 0.725 月分から 0.05 月分引き下げ、0.675 月分とすること。

イ 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.075 月分から 0.075 月分引き下げ、1.0 月分とすること。再任用職員については、現行の 0.625 月分から 0.05 月分引き下げ、0.575 月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正 期末手当について

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の1.675月分から0.1月分引き下げ、1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.675月分から0.05月分引き下げ、1.625月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当について

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の1.675月分から0.1月分引き下げ、1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.675月分から0.05月分引き下げ、1.625月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)および3の(2)については、令和4年4月1日から実施すること。